

税金 トレンド! ZEIKIN TREND

税金の「今」
がわかる!

実務家必見! 10月までにやっておくこと

インボイス制度に備える



最終タスクリスト

インボイス制度の開始まで、残りわずかとなりました。インボイスの発行を行う事業者だけでなく、すべての事業者が対応しなければならない重要な事項がいくつかあります。今回は、10月までにやるべきインボイス対応について解説します。

1 インボイスの発行 (インボイス発行事業者の場合)

① テストインボイスの発行

インボイスに、インボイスの要件である記載事項が正しく表示・出力できるかを確認します。次に、発行から送付までの過程に問題が無いか確認します。予期せぬ問題点や改善点が見つかることがありますので、テストインボイスを発行し、一連の流れに問題が無いことを確認しておくことが重要です。テストインボイスの発行に際しては、事前に取引先に説明し、了承を得てから発行・送付すると良いでしょう。

② システムの対応状況確認

販売管理システムなどを導入し、商品管理や顧客情報だけでなく、請求管理も一元的に行っている場合は、それらが正しく作動・連携するかを確認しておきます。取引先と連携している場合は、自社だけでなく、取引先とも対応状況を共有し、スムーズな移行を図る必要があります。

③ 発行したインボイスの保存

発行したインボイスの保存が適切に行えるかどうか確認しておきます。電子データで発行する場合は、電子帳簿保存法を念頭に保存方法を検討しておく必要があります。

2 インボイスの受領

① 取引先(支払先)の登録状況の確認

国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」において、インボイスの登録番号からその事業者名などを検索するこ

とができます。法人の場合、登録番号は「T+法人番号」となりますので、法人番号が分かればインボイスの登録有無を調べることが可能です。ただし、当該サイトでは事業者名から登録番号を逆引き検索することはできませんので、個人事業者の登録状況や登録番号を知るには、取引先(支払先)に直接確認する必要があります。

② 取引先(顧客)マスターへの登録

消費税の仕入税額控除を受けるためには、取引先等から受領した請求書等がインボイスであるか否かを確認することが非常に重要ですが、記載された登録番号の確認を1件ずつ目検するのは限界があります。今後は、取引先(顧客)マスターなどで管理し、更新情報を自動的に取得して確認することが必要になるでしょう。

現在、多くの会計ソフトベンダーがインボイス対応版を提供しており、その多くが取引先(顧客)マスター機能を有しています。

※一部、開発中や開発未定のベンダーもあります。

③ 受領したインボイスの保存

受領したインボイスの保存方法を検討しておきます。電子データで受領する場合や紙で受領したインボイスをスキャナ保存する場合は、電子帳簿保存法を念頭に保存方法を検討しておく必要があります。

3 社内への周知

① インボイス制度に関する理解を深める

取引先や顧客に対応する担当者には、インボイス制度の概要とその重要性を理解してもらう必要がありますので、社内教育や研修の実施が求められます。時間的に制約がある場合は、説明資料の配付やポータルサイトでの共有でも

よいでしょう。特に責任者など、現場で困難な対応が求められる方には、十分な説明とトラブル発生時の対応方法も理解してもらうことが重要です。

② 立替経費の精算方法

社員への出張旅費、宿泊費、日当などの支給において、「非課税とされる旅費の範囲」に当てはまるものについては、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

しかし、実費精算が必要な場合は、インボイス制度開始後は帳簿のみの保存では仕入税額控除ができなくなりますので、社員は立替経費の精算を行う際に、「貴社名が記載されたインボイス」の提出または「立替精算書と(宛名が社員名の)インボイスのコピー等」の提出が必要になります。このような精算方法について、事前に社内に周知しておくことが必要です。

③ 法人名義のクレジットカードの利用

クレジットカード会社から受け取る利用明細書は、カードの利用状況を示すものであり、請求書や領収書ではありません。仕入税額控除を行うためには、サービス提供店舗等が発行する領収書等が必要です。社内には、この点を周知する必要があります。

また、従来、税込3万円未満の取引については領収書等がなくても一定の事項を記載した帳簿の保存だけで仕入税額控除が認められていましたが、インボイス制度開始後はこの規定が廃止されることも周知しておく必要があります。

※インボイス制度開始後は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例が新たに設けられます。

4 システムの設定確認

① インボイス発行事業者登録日の設定

10月からのインボイス制度に対応した消費税計算を行うためには、自社で使用する会計ソフトの消費税設定を正しく行う必要があります。もし設定が間違えていると、経過措置の計算などが適切に行えない可能性があります。

特に注意が必要なのは免税事業者が10月からインボイスの発行事業者になる場合です。10月以前は免税事業者、10月以降は課税事業者として扱われるため、課税の判定に誤りがないか確認することが重要です。

② 割戻し計算と積上げ計算

インボイス制度開始後も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は現行と変わりませんが、割戻し計算と積上げ計算の組み合わせに気を付ける必要があります。原則と特例のいずれを選択するのか、システムの設定が正しく行われているかなどを事前に確認しておきましょう。なお、会計ソフトによっては、事業年度(課税期間)の途中で変更できない場合がありますので注意が必要です。

売上税額の計算方法

(1) 割戻し計算(原則)

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標

準額に7.8/100(軽減対象は6.24/100)を掛けて算出する方法。

売上税額を割戻し計算した場合は、仕入税額は割戻し計算、積上げ計算のいずれでもOK。

(2) 積上げ計算(特例) インボイス発行事業者のみ可

インボイス等に記載した消費税額等の合計額に7.8/100(軽減対象は6.24/100)を掛けて売上税額を算出する方法。

売上税額を積上げ計算した場合は、仕入税額は積上げ計算でなければならない。

仕入税額の計算方法

(1) 積上げ計算(原則)

インボイス等に記載した消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に7.8/100を掛けて仕入税額を算出する方法。

仕入税額を積上げ計算した場合は、売上税額は割戻し計算、積上げ計算のいずれでもOK。

(2) 割戻し計算(特例)

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払い対価の額の合計額に7.8/110(軽減対象は6.24/108)を掛けて算出する方法。

仕入税額を割戻し計算した場合は、売上税額は割戻し計算でなければならない。

5 確定申告関係書類に 登録番号を記載する準備

令和5年10月1日以後に終了する事業年度(課税期間)から、確定申告関係書類にインボイスの登録番号の記載欄が追加されます。

記載欄が追加される書類

(1) 消費税の還付申告に関する明細書

適用時期: 令和5年10月1日以後に終了する課税期間から

(2) 勘定科目内訳明細書

適用時期: 令和6年3月1日以後に終了する事業年度から

(3) 所得税青色申告決算書及び収支内訳書

適用時期: 令和6年1月(予定)

記載に当たっては、前記②②の取引先(顧客)マスターなどの利用があれば、比較的スムーズに対応できると思いますが、そのような対策が取られていない場合は、登録番号の確認や記載に相当の事務負担が生じると考えられます。

特に、(3)の所得税青色申告決算書の記載追加は確定申告作業に大きな影響を与えるものと思われます。これまで月次集計の記載のみだったものが、令和5年分からは売上・仕入とも取引先4件についての記載が求められるようになります。登録番号の記載だけでなく、取引先別の取引金額を算出し、上位4件を抽出する作業も必要になりますので、対応を検討する必要があります。